

事務事業評価シート

(平成 26 年度実施事業)

事務事業名	乳幼児保健指導事業			事業コード	3098
所属コード	069200	課等名	健康推進課	係名	母子保健担当
課長名	吉田 信二	担当者名	藤田 三恵	内線番号	6211
評価分類	☒ 一般 ☐ 公の施設 ☐ 大規模公共事業 ☐ 補助金 ☐ 内部管理				

1 事務事業の基本情報・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 概要（旧総合計画体系における位置づけ）

総合計画 体系（旧）	施策の柱	いきいきとして安心できる暮らし	コード	1
	施策	みんなで支える子育て支援の展開	コード	6
	基本事業	母子保健・予防の推進	コード	3
予算費目名 (H26)	一般会計 4 款 3 項 2 目 乳幼児総合診査事業（002-02） 幼児歯科健康診査事業（002-03） 乳幼児健康診査事業（002-04）			
特記事項 (H26)	総合計画主要事業，新市建設計画事業			
事業期間	☐ 単年度 ☒ 単年度繰返 ☐ 期間限定複数年度		開始年度	昭和 33 年度
根拠法令等 (H26)	母子保健法			

(2) 事務事業の概要

母子保健法第 12 条に基づく事業。

①乳幼児健康診査事業

乳幼児の健康の保持増進を図り，疾病や発育発達及び育児環境上の問題を早期発見し，適切な支援を行うことを目的に，個別あるいは集団方式での健康診査を行う。

②乳幼児総合診査事業

心身に障害のある乳幼児の早期発見と早期療育を図るために，専門かつ総合的な診査会を開催する。療育の場として親子教室や個別相談を実施する。

③幼児歯科健康診査事業

生涯にわたる歯と口腔の健康づくりのために，幼児に対して口腔内診査とむし歯予防のための歯科保健指導，永久歯（第一大臼歯）の保護育成のための予防処置を行う。

(3) この事務事業を開始したきっかけ（いつ頃どんな経緯で開始されたのか）

①については，乳幼児の疾病や発育発達上の問題を早期に発見し，適切な支援をするために昭和36年から3歳児健診，37年からは乳児健診を実施。現在は母子保健法及び母子保健法施行規則に基づき，実施している。

②については，発育発達に問題があると思われる乳幼児の早期発見・早期療育（障がい児対策）のあり方について，盛岡市医師会からの提言を受け，昭和 58 年 10 月保健・医療・療育・福祉・教育等からなる乳幼児総合診査運営委員会を組織。専門療育の診査体制や療育指導体制を確立し，59 年 3 月から事業開始している。

③については、1歳6か月児及び3歳児については母子保健法に基づき実施している。5歳児歯科健診については、盛岡市歯科医師会から生涯のう蝕罹患の抑制に大きな成果をあげる6歳臼歯（第一大臼歯）の保護の必要性和幼児期からの8020（80歳で20本の歯を保つ）運動の推進について提言があり平成7年から実施となった。

(4) 事務事業を取り巻く現在の状況はどうか。(3)からどう変化したか。

- ①について平成22年度から、個別健診を岩手県医師会に所属する医療機関でも受診できるよう拡大した。平成23年度から診療報酬に改定に伴い健診単価を岩手県乳児健診参考単価5,600円（30円アップ）に引き上げた。平成24年度より盛岡市医師会からの要望により3歳児健診を二段階方式に変更し、健診単価は1歳6か月児健診3,450円、3歳児健診3,710円に改定した。
- ②障害者発達支援法の制定により、広汎性発達障害者等の支援が強化されている。平成22年2月乳幼児総合診査運営委員会が、盛岡市児童発達支援センターの設置、児童デイサービス事業の開始、盛岡市自立支援協議会・療育部会の設置についての要望を「盛岡市療育システム充実に関する提言」にまとめ市長に提言を行った。当課で実施していた早期療育ネットワーク事業は平成25年度に障がい福祉課の盛岡市子ども支援連絡会に事業が移管された。
- ③について健康日本21プランや「もりおか健康21プラン」に「歯の健康」領域の目標として、幼児期や学齢期のう蝕予防が明記されており、幼児歯科健診は8020運動の推進と共に、生涯を通じた健康づくりの基本となるためますます重要となってきている。5歳児歯科健診シーラント充填委託料について、歯科医師会との協議により、平成26年度より自己負担額を相殺した金額に変更することとした。

2 事務事業の実施状況（Do）・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 対象（誰が、何が対象か）

次の対象月齢の乳幼児とその保護者

- ・1～2か月児, 3～4か月児, 6～7か月児, 9～10か月児, 1歳児, 1歳6か月児, 2歳児, 3歳児
- ・就学前の児童

(2) 対象指標（対象の大きさを示す指標）

指標項目	単位	23年度 実績	24年度 実績	25年度 実績	26年度 見込み	26年度 実績
A 乳幼児期の対象者数	人	22,417	20,086	19,883	23,200	19,248
B 市内在住の5歳児数	人	2,710	2,592	2,652	2,700	2,647
C						

(3) 25年度に実施した主な活動・手順

①乳幼児健康診査事業

◆ 事業内容:各月齢に個別あるいは集団方式での健康診査を行う。（健診料は無料）

- ・1～2か月～1歳児健診と2歳児健診は指定医療機関での健診票を使用し個別健診
- ・1歳6か月児健診は集団健診受診後に個別健診（小児科診察）を実施する2段階方式
- ・3歳児健診も1歳6か月児健診と同様の方法で実施
- ・休日健診（年4回）は集団健診で実施

◆健診事後：

- ・ 1 歳 6 か月， 2 歳児， 3 歳児健診の結果，精密健診等を実施し，早期治療へつなげる。
- ・ 各健診から支援が必要な場合は，電話や子育て相談，家庭訪問等で対応する。

◆周知方法：

- ・ 健診の周知に関しては，出生児及び転入児へ「赤ちゃん手帳」を交付，広報掲載，幼児健診対象者への個別通知
- ・ 1 歳 6 か月児健診， 3 歳児健診未受診者への葉書き，電話，訪問等による受診勧奨

②乳幼児総合診査事業

◆事業内容：心身の発育や発達に心配のある乳幼児がに対し，小児神経学・身体機能面・きこえ・言語発達面，精神発達面など各分野の専門職により総合的な診査を行い，その結果に応じて必要な療育支援を行う

- ・ 定例の診査会…月 1 回，常任委員会…月 1 回，運営委員会…年 1 回

◆診査事後：

- ・ 必要時，精密検査を勧めたり，療育機関等を紹介する。
- ・ 親子教室を月 4 回実施し，必要な児に対し相談支援を行う。

◆周知方法：

「もりおか子育てぶっく」や市のホームページ，関係機関にリーフレット，年報（年 1 回）を配布し周知している。

◆成果指標：乳児期および 3 歳前受診児の初回受診児数は 86 人で前年度より 3 人下回り，割合は 66.7%であった。親子教室終了者アンケートによると，「十分な相談・指導が受けられた」と「やや満足のいく指導・相談が受けられた」と回答した人を合わせると，87.6%（平成 25 年度）となっている。（平成 26 年度分は現在調査中）

③幼児歯科健康診査事業

◆事業内容：各月齢（1 歳，2 歳，4 歳，5 歳）で市内指定歯科医療機関で個別受診。

○5 歳児歯科健康診査

- ・ 5 歳中に市内指定歯科医療機関で歯科健診を受診する（健診料は無料）
- ・ シーラント予防処置は，健診受診児で保護者が希望した場合に必要時実施。（自己負担額：1 歯当り 500 円）

◆周知方法

個別通知，市広報，市ホームページ，もりおか子育てブック，3 歳児健診受診の保護者へのチラシ配布。

◆成果指標：毎日仕上げ磨きをしてもらっている 5 歳児の割合は 79.6%と前年度より上昇。

(4) 活動指標（事務事業の活動量を示す指標）

指標項目	単位	23 年度 実績	24 年度 実績	25 年度 実績	26 年度 目標値	26 年度 実績
A 乳幼児の集団・個別健診受診数	人	12,000	11,674	11,643	12,000	11,504
B 幼児の集団・個別健診受診数	人	9,500	7,123	6,455	7,500	6,612
C 幼児の精密健診受診者数	人	160	179	140	160	157
D 5 歳児歯科健診受診率	%	70	73.1	68.0	77.0	71.9
E シーラント予防充填の対象本数	本	7,588	7,576	7,216	8,316	7,616

(5) 意図（対象をどのように変えるのか）

専門スタッフの支援により，乳幼児の健康の維持及び問題の早期解決をはかり，保護者が不安なく育児に向かうことができる。

(6) 成果指標（意図の達成度を示す指標）

指標項目	性格	単位	23 年度 実績	24 年度 実績	25 年度 実績	26 年度 目標値	26 年度 実績
A 健診受診率	■上げる □下げる □維持	%	93.1	93.6	91.0	95	94.1
B 精密健診受診率	■上げる □下げる □維持	%	67.2	80.7	85.9	82	84
C 乳幼児期の育児のポイントがわかり，不安なく育児できると答えた保護者の割合(隔年実施)	□上げる □下げる ■維持	%	95	－	98	93	98

(7) 事業費

項目	財源内訳	単位	23 年度 実績	24 年度 実績	25 年度 実績	26 年度 計画	26 年度 実績
事業費	① 国	千円	0	0	0	0	0
	② 県	千円	0	0	0	0	0
	③ 地方債	千円	0	0	0	0	0
	④一般財源	千円	135,847	138,320	140,499	123,359	121,458
	④ その他(歯科自己負担金)	千円	1,277	1,227	1,159	0	0
	A 小計 ①～⑤	千円	137,124	139,547	141,658	123,359	121,458
人件費	⑤ のべ業務時間数	時間	7,448	8,680	8,680	9,112	9,112
	B 職員人件費 ⑥×4,000 円	千円	29,792	34,720	34,720	36,448	36,448
計	トータルコスト A+B	千円	166,916	174,267	176,378	159,807	157,906
備考							

3 事務事業の評価 (See)

(1) 必要性評価（評価分類が「内部管理」の事務事業は記入不要）

① 施策体系との整合性

発育発達が著しい乳幼児期に，健康診査や細やかな支援を行うことは，健康の保持増進及び子育て不安の解消につながり，施策体系に結びつく。

② 市の関与の妥当性

法定事務であり，妥当である。

③ 対象の妥当性

法定事務であるため、現状で妥当である。

④ 廃止・休止の影響・・・影響あり。

乳幼児の健康保持と適切な支援が行えない。

(2) 有効性評価（成果の向上余地）

各月齢の健診受診率を向上させる。

(3) 公平性評価（評価分類が「内部管理」の事務事業は記入不要）

公平に受診機会を与えており、受診者の費用負担はなく公平・公正である。

(4) 効率性評価

事業費・人件費の削減は、効率性が低下するため削減できない。

4 事務事業の改革案（Plan）・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 概要（新しい総合計画体系における位置付け）

総合計画 体系（新）	施策（方針）	子ども・子育て、若者への支援	コード	2
	小施策（推進項目）	母子・保健予防の推進	コード	2-4

(2) 改革改善の方向性

健診の受診率をさらに高めるよう、健診システムの周知を図り、勧奨を行う。健診の結果、支援が必要な児に対し、主治医や関係機関等と連携をしながら、適切な指導を行う。健診未受診者の状況把握を確実に実施し、所在不明児や被虐待児の早期発見に努める。

(3) 改革改善に向けて想定される問題点及びその克服方法

小児医療費給付事業、乳児全戸訪問等事業、要支援者への支援に係る業務時間の増加等により、乳幼児健診の結果、支援が必要な児への支援がタイムリーにできていない状況にあり、改善が必要である。業務事務削減に向けた見直し、改善を行うとともに、課内での職員配置体制や業務分担、組織機構の見直し等の検討を行い、円滑な事業の推進を図っていく。

5 課長意見・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 今後の方向性

- ☒ 現状維持（従来どおりで特に改革改善をしない）
- ☐ 改革改善を行う（事業の統廃合・連携を含む）
- ☐ 終了・廃止・休止

(2) 全体総括・今後の改革改善の内容

乳幼児の心身の健康の保持を目的に、各ライフステージに応じ専門領域において切れ間なく支援していくために必要な施策を継続して実施していく。課題として乳幼児健診未受診児の対応、乳幼児総合診査後の乳幼児に特化した療育の受け皿の問題などがあげられるが、当課関係課や関

係機関との連携のもと解決を図ることが必要である。また、小児科医の減少や高齢化など医療現場の現実を見据えながら、今後とも安定した健診体制を維持し個別に支援が必要な児への関わりを関係機関との連携のもと確保していかなければならない。